茨城県環境アドバイザー派遣要領

（目的）

第１条　この要領は，茨城県環境アドバイザー制度要綱第７条の規定に基づき，その実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（派遣対象）

第２条　アドバイザーの派遣対象とする講演会等は，公民館，住民団体，自治会，学校，ＰＴＡ，中小企業者が主催するもので，次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1)　県内において開催されるもの

(2)　県民又は県内に通勤若しくは通学する者を対象に開催されるもの

(3)　受講者等が概ね２０人以上のもの（観察会については概ね１５人以上）

(4)　政治，宗教及び営利を目的としないもの

（講演会等の内容）

第３条　講演会等の主なテーマは，環境保全（地球環境，水質等），自然環境（観察会を含む），生活環境（ごみとリサイクル，省エネルギー，省資源等），環境保健，環境教育とする。

（派遣手続）

第４条　アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は，原則として実施２ヶ月前までに，茨城県環境アドバイザー派遣申請書（様式第１号）により，知事に申請するものとする。

２　知事は，前項に規定する派遣申請書を審査し，主催者にその採否を通知するものとする。

（実施報告）

第５条　主催者は，茨城県環境アドバイザー派遣講演会等報告書（様式第２号）により，講演会等を実施した日から１４日以内に知事に報告するものとする。

（派遣回数）

第６条　アドバイザーの派遣は，同一主催者に対して同一年度中３回以内とする。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第７条　第４条及び第５条の規定による申請等については，電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年茨城県規則第６０号）の規定は，前項の規定により行われた申請等について準用する。

付　則

１　この要領は，平成１２年４月１日から施行する。

２　この要領中，中小企業者とは，中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）に規定する中小企業者及び中小企業金融公庫法（昭和２８年法律第１３８号）第２条第２号から第６号に規定する事業組合とする。

付　則
この要領は，平成１２年４月１日から施行する。

付　則
この要領は，平成１６年６月１日から施行する。

付　則
この要領は，平成２１年４月１日から施行する。

付　則
この要領は，平成２２年４月１日から施行する。

（様式第１号）

茨城県環境アドバイザー派遣申請書

平成　　年　　月　　日

茨 城 県 知 事　殿

主催者住所　〒

主催者名称

代表者氏名　　㊞

担当者氏名

電　　話

緊急連絡先

茨城県環境アドバイザー派遣要領第４条第１項の規定に基づき，次のとおり申請します。

派遣希望日 実施時間 講演等の時間	平成　　年　　月　　日　（　） 午前・午後　　：　　～　　： 午前・午後　　：　　～　　：
学習会等の名称	
派遣希望場所 所在地・会場名	TEL
参加対象者	参加予定人数　　約　　人
希望する講演内容（具体的にくわしく記入してください。） 演　題 内　容	
希望するアドバイザー氏名・講演内容等 第１希望 第２希望 第３希望	

※　参考となる資料があれば添付してください。

（様式第２号）

茨城県環境アドバイザー派遣講演会等報告書

平成　　年　　月　　日

茨 城 県 知 事　殿

主催者住所　〒
主催者名称
代表者氏名　　㊞
担当者氏名
電　　話
緊急連絡先

茨城県環境アドバイザー派遣要領第５条の規定に基づき，次のとおり報告します。

実施日時 講演等の時間	平成　　年　　月　　日　（　） 午前・午後　　：　　～　　： 午前・午後　　：　　～　　：
講演会等の名称	
派遣場所 所在地・会場名	TEL
参加者数	人
アドバイザー名	
講演内容 演　題 内　容	
感想･意見	

※　配布資料等があれば添付してください。